

地方税法等の一部改正に伴う市税条例の改正の概要
(平成21年3月31日条例第90号)

地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布され、その一部が同年4月1日から施行されたことに伴い、同日から施行が必要な部分について、市税条例の規定整備を行いました。

なお、改正の概要は以下のとおりです。

(改正事項)

1 個人市民税

(1) 短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例に係る適用停止期限の延長

短期所有土地(注1)の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例(注2)の適用停止措置の期限を平成25年12月31日まで延長する。

(注1) 所有期間が5年以下である土地

(注2) 通常より高い税率により課税するもの

(2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例に係る適用期限の延長

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得(注3)に係る課税の特例(注4)の適用期限を平成26年度まで延長する。

(注3) 所有期間が5年超である土地又は建物等の譲渡に係る所得

(注4) 通常より低い税率により課税するもの

(3) 上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率

平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を1.8パーセントの軽減税率とする。

【参考】上場株式等の配当・譲渡益に係る税率(所得税+個人住民税)の見直し

配当・譲渡益の発生年→		平成20	平成21	平成22	平成23	平成24～
税率	改正前	10%	【原則】 20% 【特例措置】 10% (※) ※次の金額以下の部分に限る。 配当(100万円以下の部分) 譲渡益(500万円以下の部分)		20%	
	改正後		10%			20%

(備考) 税率10%の内訳・・・所得税7%、個人住民税3% (市民税：1.8%、府民税：1.2%)

税率20%の内訳・・・所得税15%、個人住民税5% (市民税：3%、府民税：2%)

2 固定資産税及び都市計画税

(1) 土地に係る税負担の調整措置

平成21年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る同年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担について、次のとおり調整措置を講じる。

ア 宅地等に係る税負担の調整措置

- (ア) 宅地等（農地以外の土地をいう。以下同じ。）に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額（注1）に、当該年度の価格（注2）に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「宅地等調整税額」という。）を超える場合は、当該宅地等調整税額とする。

ただし、宅地等調整税額は、当該住宅用地又は商業地等の当該年度の価格に10分の8又は10分の6を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合は当該税額とし、当該年度の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合は当該税額とする。

（注1）課税標準額：税額計算の基礎となる金額をいい、課税標準額に税率を掛けて税額を算出する。固定資産税の場合は、原則として、固定資産課税台帳に登録された土地又は家屋の価格が課税標準額となる（以下同じ。）。
（注2）住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額（注4参照）

- (イ) (ア)にかかわらず、住宅用地のうち負担水準（注3）が0.8以上の土地及び商業地等のうち負担水準が0.6以上0.7以下の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とする。

（注3）負担水準：前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額）に対する割合をいう（以下同じ。）。
※ 負担水準は、個々の土地の課税標準額（注1参照）が、価格（評価額）に対してどの程度まで達しているかを示す基準として用いられる。負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって、負担水準のばらつきの幅を狭めていく調整措置が採られている。

- (ウ) (ア)にかかわらず、商業地等のうち負担水準が0.7を超える土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該年度の価格に10分の7を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とする。

【参考】住宅用地に係る負担調整措置

負担水準（注4）	課税標準額
80%以上	前年度の課税標準額に据置き
80%未満	前年度の課税標準額＋（本則課税標準額（注5）×5%） ※ ただし、当該額が、本則課税標準額の80%を超える場合 ⇒80%相当額 本則課税標準額の20%に満たない場合 ⇒20%相当額

$$\begin{aligned}
 \text{（注4）住宅用地の負担水準} &= \frac{\text{当該土地の前年度の課税標準額}}{\text{当該土地に係る当該年度の価格} \times \text{特例率}} \\
 &\quad \begin{array}{l} \text{特例率} \\ \left(\begin{array}{ll} \text{小規模住宅用地} & \begin{array}{cc} \text{＜固定＞} & \text{＜都計＞} \\ 1/6 & 1/3 \end{array} \\ \text{一般住宅用地} & \begin{array}{cc} 1/3 & 2/3 \end{array} \end{array} \right) \end{array}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{（注5）本則課税標準額} &= \text{当該土地に係る当該年度の価格} \times \text{特例率} \\
 &\quad \begin{array}{l} \text{特例率} \\ \left(\begin{array}{ll} \text{小規模住宅用地} & \begin{array}{cc} \text{＜固定＞} & \text{＜都計＞} \\ 1/6 & 1/3 \end{array} \\ \text{一般住宅用地} & \begin{array}{cc} 1/3 & 2/3 \end{array} \end{array} \right) \end{array}
 \end{aligned}$$

【参考】商業地等に係る負担調整措置

負担水準（注6）	課税標準額
70%超	当該年度の価格×70%
60%以上70%以下	前年度の課税標準額に据置き
60%未満	前年度の課税標準額＋（当該年度の価格×5%） ※ ただし、当該額が価格の60%を超える場合 ⇒60%相当額 価格の20%に満たない場合 ⇒20%相当額

$$(\text{注6}) \text{ 商業地等の負担水準} = \frac{\text{当該土地の前年度の課税標準額}}{\text{当該土地に係る当該年度の価格}}$$

イ 一般農地に係る税負担の調整措置

一般農地（注7）に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該年度分の税額が、次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とする。

負担水準（注8）	課税標準額
90%以上	前年度の課税標準額×1.025
80%以上90%未満	前年度の課税標準額×1.05
70%以上80%未満	前年度の課税標準額×1.075
70%未満	前年度の課税標準額×1.1

（注7）農地は市街化区域農地と一般農地に区分される。一般農地とは、農地のうち市街化区域農地等を除いたものをいう。

市街化区域農地とは、都市計画法第7条第1項に規定する「市街化区域」に所在する一定の農地をいい、状況が類似する宅地の価格に比準する価格で評価される。

$$(\text{注8}) \text{ 一般農地の負担水準} = \frac{\text{当該土地の前年度の課税標準額}}{\text{当該土地に係る当該年度の価格}}$$

ウ 市街化区域農地に係る税負担の調整措置

市街化区域農地について、次のとおり税負担の調整措置を講じる。

- (ア) 市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格（注9）に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「市街化区域農地調整税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とする。

ただし、市街化区域農地調整税額は、当該市街化区域農地の当該年度の価格（注9）に10分の8を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とし、当該年度の価格（注9）に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とする。

（注9）市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用後の額（注11参照）

- (イ) (ア)にかかわらず、市街化区域農地のうち負担水準が0.8以上の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とする。

【参考】市街化区域農地に係る負担調整措置

負担水準 (注10)	課税標準額
80%以上	前年度の課税標準額に据置き
80%未満	前年度の課税標準額 + (本則課税標準額 (注11) × 5%) ※ ただし、当該額が、本則課税標準額の80%を超える場合 ⇒ 80%相当額 本則課税標準額の20%に満たない場合 ⇒ 20%相当額

(注10) 市街化区域農地の負担水準 = $\frac{\text{当該土地の前年度の課税標準額}}{\text{当該土地に係る当該年度の価格} \times \text{特例率 (固定: 1/3, 都計 2/3)}}$

(注11) 本則課税標準額 = 当該土地に係る当該年度の価格 × 特例率 (固定: 1/3, 都計 2/3)

(2) 平成22年度又は平成23年度における下落修正措置

平成22年度分又は平成23年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、修正前の価格を修正基準によって修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とする。

(3) 用途変更宅地等の課税標準額の算定方式

宅地等で当該年度における用途が前年度の用途と異なるものについて平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担の調整措置を適用する場合には、税額計算の基礎となる当該各年度の前年度の課税標準額の算定方式は、当該宅地等が、当該各年度の前年度における賦課期日においても、当該各年度における賦課期日 (注12) における用途と同じ用途に供された宅地等であったものとみなして算定する方式によることとする。

(注12) 賦課期日：納税義務者、課税客体などの課税要件を確定する基準日をいい、固定資産税及び都市計画税は、毎年1月1日が賦課期日である。

(4) 都市計画の決定等がされた区域内の市街化区域農地に係る減額措置の廃止

一定の市街化区域農地であり、平成6年4月1日以後において住宅地高度利用地区計画等に係る都市計画の決定がされ、かつ、土地区画整理事業に係る認可等がされた区域内にあるものに係る固定資産税及び都市計画税の減額措置を廃止する。

3 事業所税

○ 特定農産加工業者等に係る課税標準の特例措置の見直し

特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する課税標準を軽減する特例措置について、従業者割 (注1) の課税標準の特例措置を廃止するとともに、資産割 (注2) の課税標準の特例措置の適用期限を平成21年6月30日まで延長する。

(注1) 従業者割…従業者給与総額を課税標準とするもの

(注2) 資産割…事業所床面積を課税標準とするもの

4 その他

その他必要な規定の整備を行う。